

チケットの購入に関するトラブルにご注意!

コンサートやスポーツイベントなどの興行チケットを、インターネットで購入した際のトラブルの相談が増えています。今年の7月には、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が日本で開催予定であることから、今後、トラブルが増加するおそれがあります。そこで、チケットの購入や転売に関するトラブルを防ぐためのポイントをまとめました。

消費者へのアドバイス

- ◎チケットを購入する際は、「公式チケット販売サイト」かどうか確認して購入しましょう。チケットは、公式サイトや販売専門サイトで購入できますが、その他に、誰かが買ったチケットを第三者に売る「チケット転売仲介サイト」でも販売しています。しかし、公式チケット販売サイトと紛らわしい転売サイトもあり、購入には注意が必要です。
- ◎チケット購入時は、チケットの価格や手数料が高額でないか確認しましょう。インターネットでの購入は、クーリング・オフができません。キャンセルに関するルールなどを十分に確認してから購入しましょう。販売業者の連絡先や購入時の画面をスクリーンショット等で保管し、後から、契約内容が確認できるようにしておくとい良いでしょう。

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談ください

大田区立消費者生活センター
相談専用電話

☎ 03-3736-0123

受付

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
土・日、祝日、年末年始は休みです。

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします
消費者ホットライン

い や や
局番なし 188

受付時間と対応窓口(年末年始を除く)

土曜日 午前9時～午後5時 東京都消費生活総合センター
土・日、祝日 午前10時～午後4時 国民生活センター

大田区立消費者生活センター

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101 (JR蒲田駅東口より徒歩5分)
☎03-3736-7711 FAX 03-3737-2936

チケット“転売”サイトに注意!



チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であったり、キャンセルができなかったりします。また、転売チケットは、興行が中止や延期になった場合に、返金等の補償が受けられないことがあります。



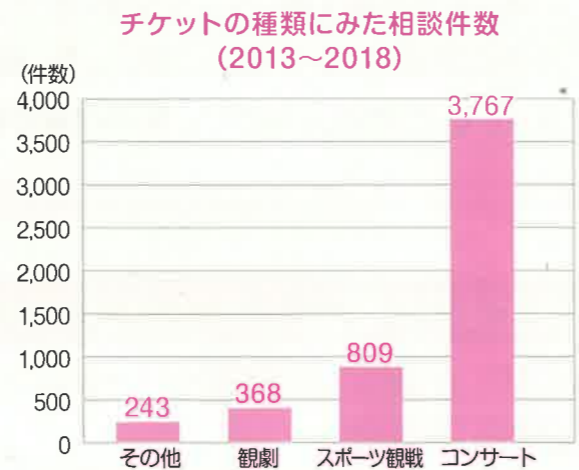
興行主等販売元の規約で、第三者へのチケット譲渡、転売などを禁止している興行は、転売チケットでの入場を断られたり、入場後に退場を促される可能性があります。

また、入場時に、顔写真付きの身分証を提示して本人確認を行う興行もあります。

転売チケットで入場できなかった場合でも、それを理由に返金を求めることが困難な場合がほとんどです。



海外の転売仲介サイトから購入し、代金を支払ったにも関わらずチケットが送られて来ないというトラブルもあります。海外のサイトとは連絡がとりにくいため、キャンセルや返金の交渉が難しくなります。



出典：独立行政法人国民生活センター報道発表資料

チケット転売サイト等での取引に関するトラブルは、まずは十分に当事者間で話し合ったり、サイト等の運営事業者に問題解決の協力を依頼しましょう。それでも解決しない場合には問題点の整理等を行うため、消費者生活センターへ相談しましょう。

◎不正転売は禁止されています

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)」が2019年6月14日から施行されました。

やむを得ず行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用して、そのチケットを希望する人へ譲渡することが可能な場合があるので検討しましょう。

チケット転売仲介サイト等では、転売目的で入手したとみなしたチケットの販売、出品を禁止している場合があるので注意しましょう。

チケット“転売”詐欺にも注意!!

ツイッターなどのSNSやインターネット掲示板等で「チケットを譲る」といって購入者を集め、チケット代金をだまし取るようなケースも発生しています。チケット代金を支払ったのに、チケットが届かず、相手との連絡も取れなくなってしまったなど、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、すぐに警察に相談してください。

資料コーナー・展示場では、『チケット不正転売禁止法』についてのパネル展示を行っています。あわせてご覧ください。

資料コーナー・展示場

◎他にも、2つのパネル展示を行っています。

18歳で「大人」に! 2022年4月から

- 成年年齢が18歳になると何が変わるの?
- 成年になると消費者被害にあいやすい?
- トラブルに巻き込まれないようにするには?

キャッシュレスってなに?

- 生活シーンに広がるキャッシュレス
- キャッシュレスの種類と特徴
- キャッシュレスのメリットと注意点



◎資料コーナーでは、消費生活に関する各種図書・DVDを貸出しています。DVDは、資料コーナーでの視聴もできますので係員に声をかけてください。

● 新着DVD

「なぜ、騙されるのか?」

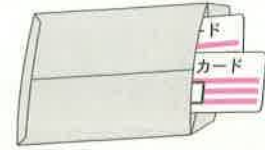
～高齢者を狙った悪質商法・詐欺に対処するには～



【キャッシュカード詐欺盗】～「キャッシュカードを封筒へ」の言葉に注意!

金融機関や警察、区役所等の職員を名乗る人物が「あなたの預金口座が不正利用されています。キャッシュカードを暗証番号と一緒に保管してください。」などと言って自宅にやってくる場合があります。これはウソです。キャッシュカードと暗証番号を書いたメモを封筒に入れるよう言われ、封印するので印鑑を持って来るよう指示されます。あなたが印鑑を取りに行くため、目を離した隙に、偽物のカードが入った封筒とすり替えられ、預金を引き出されてしまうのです。

絶対に、他人にキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。



「大田区詐欺被害撲滅のつどい ～高齢者の特殊詐欺・消費者被害ゼロを目指そう!」を開催しました

大田区立消費者生活センター、防災危機管理課及び高齢福祉課は、大田区内で多発している振り込め詐欺などの特殊詐欺や消費者被害から高齢者を守り、被害ゼロを目指すために、昨年度に引き続き、令和元年12月11日(水)に大田区民プラザで大田区詐欺被害撲滅のつどいを開催し、341名の方にご参加いただきました。

大田区内特殊詐欺件数



たかせクリニック理事長・医学博士
高瀬 義昌先生による講演



大川栄策さん
トークショー&ミニコンサート

消費者団体紹介コーナー

Food Energy Care

23区南生活クラブ・まち大田

運営委員長 加藤 りえ

まち大田は、大田区に在住、在勤し「生活クラブ」に加入している組合員で構成されています。

生活することは、消費することです。

“なにを”、“どのように”消費するか、という選択は、そのまま、「どんな未来にしたいか」「次の世代へ何を手渡したいか」へとつながっていきます。

私たちは、自然と共生し、食べ物 (Food)、エネルギー (Energy)、福祉 (Care) をできる限り自給・循環させる「サステナブル (持続可能) な生き方」を選びます。

いまを生きるいのちと次世代のいのちを、おなじように大切に考えて、すべての活動を行っています。